



茨城県報

号外第 64 号

令和 2 年 (2020 年) 6 月 26 日

金 曜 日

目 次

規 則	ページ
●道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (道路維持課)	1
●茨城県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)	2
告 示	
●土地区画整理事業の換地処分 (宅地整備販売課)	3
●沿道区域の指定 (道路維持課)	3

規 則

茨城県規則第58号

道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和 彦

道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則 (平成25年茨城県規則第32号) の一部を次のように改正する。

第12条中「第43条」を「第44条」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の 1 条を加える。

(沿道区域の指定の基準の特例)

第12条 条例第43条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 車道の曲線部の曲線半径が15メートル未満の場合
- (2) 擁壁、採石場その他の崖崩れ若しくは土砂の流出が生じるおそれがある施設又は樹木の集団に近接している場合
- (3) 災害時において災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第76条第 1 項に規定する緊急通行車両の通行を確保することが特に必要な道路として知事が別に定めるものである場合

別表中「第12条」を「第13条」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



茨城県規則第59号

茨城県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

茨城県建築基準法等施行細則 (昭和45年茨城県規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 6 条第 2 項第 1 号ア中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改める。

第 8 条の 3 中「第 1 第 1 項第 2 号又は第 2 項」を「第 1 第 1 項第 3 号又は第 8 項」に改める。

第 12 条第 1 項の表 2 の項中「第 43 条第 1 項ただし書」を「第 43 条第 2 項第 2 号」に改め、同表 5 の項中「第 10 項まで」を「第 11 項まで」に改める。

第 13 条の見出しを「(建蔽率の緩和)」に改める。

第 13 条の 2 第 2 項の表中「第 42 条第 2 項」の次に「法第 43 条第 2 項第 1 号」を加え、「第 46 条の 5 ただし書」を「第 46 条の 5 第 1 項ただし書、条例第 46 条の 5 第 2 項」に改める。

第 16 条の 2 第 1 項中「法第 86 条の 8 第 1 項」の次に「及び法第 87 条の 2 第 1 項」を加え、「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、「法第 86 条の 8 第 1 項」の次に「又は法第 87 条の 2 第 1 項」を加える。

第 17 条及び第 18 条を次のように改める。

(条例第 46 条の 5 第 1 項ただし書の規則で定める基準)

第 17 条 条例第 46 条の 5 第 1 項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第 46 条の 4 第 1 項第 1 号の区域にあつては、次のいずれかに該当すること。

ア 県が行う急傾斜地の崩壊を防止するための工事が完了した区域内に建築するものであること。

イ アに掲げるもののほか、これと同等以上の安全性を確保できるものであること。

(2) 条例第 46 条の 4 第 1 項第 2 号の区域にあつては、次のいずれかに該当すること。

ア 地盤面の高さが出水による建築物の被害を軽減することができる水位として当該区域ごとに知事が定める水位 (以下「基準水位」という。) 以上であること。

イ 建築物の基礎が鉄筋コンクリート造であつて、当該基礎の上端の高さが基準水位以上であること。

ウ 建築物の主要構造部 (屋根及び階段を除く。) が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であつて、当該建築物の就寝の用に供する居室が基準水位以下に設けられていないこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保できるものであること。

(条例第 46 条の 5 第 2 項の規則で定める建築物)

第 18 条 条例第 46 条の 5 第 2 項の規則で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、児童福祉施設等 (入所する者の寝室があるものに限る。) その他これらに類するもの

(2) 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎 (災害時において災害応急対策の拠点として機能するものに限る。)、警察署、保健所、消防署、汚物処理場その他これらに類するもの

第 18 条の次に次の 2 条を加える。

(条例第 46 条の 5 第 2 項の規則で定める基準)

第 18 条の 2 条例第 46 条の 5 第 2 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 地盤面の高さが基準水位以上であること。

(2) 建築物の基礎が鉄筋コンクリート造であつて、当該基礎の上端の高さが基準水位以上であること。

(3) 建築物の主要構造部 (屋根及び階段を除く。) が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であつて、当

該建築物の用途に供する居室（前条第 2 号の建築物にあつては、当該建築物の主たる用途に供する室）が基準水位以下に設けられていないこと。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保できるものであること。

(条例第 46 条の 5 第 3 項の規則で定める建築物)

第 18 条の 3 条例第 46 条の 5 第 3 項の規則で定める建築物は、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（災害時において災害応急対策の拠点として機能するものに限る。）、警察署、保健所、消防署、汚物処理場その他これらに類するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第 701 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定により、土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地区画整理事業（西南工区）について換地処分があつたので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第 702 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 44 条第 1 項の規定に基づき沿道区域を次のとおり指定するので、同法同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 2 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 沿道区域に指定する区域

道路法第 13 条第 1 項及び同法第 15 条の規定により茨城県が管理する道路の全てについて、道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 80 号）第 43 条の規定に基づき、次の各号の一にあてはまる場合を除き、道路に接続する区域の各一側についてその幅員の 2.5 倍を沿道区域とする。ただし、当該区域が道路の各一側について幅 20 メートルを超えるときは、道路の各一側について幅 20 メートルとする。

- (1) 車道の曲線部の曲線半径が 15 メートル未満の場合は、その内側は屈曲部分について 15 メートルとする。
- (2) 道路に高さ 2 メートルを超える擁壁が近接している場合は、その側は擁壁高の 1.5 倍とし、最大 20 メートルとする。
- (3) 道路に採石場その他の崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがある施設が近接している場合は、その側は 20 メートルとする。
- (4) 道路に樹木の集団が近接している場合は、その側は 20 メートルとする。
- (5) 茨城県地域防災計画に定める緊急輸送道路である場合は、各一側について 20 メートルとする。

2 指定期日

令和 2 年 7 月 1 日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 2 1 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)